



村上 栄二のここだけの話

意見広告

## 北部・東部・西部にある所管適正化と人材教育について

・都市部で虐待は増え、地域・家庭の繋がりが濃い地域では虐待は圧倒的に減る。

・子ども家庭センター管轄区域に質疑。

三次市にある北部子ども家庭センターと安芸高田市はすぐ近くにあり、児童福祉司は人口4万人に一人必要ですが、庄原・三次・安芸高田市は合計十一万5256人なので3人で対応できる。交通の便や県北部の虐待件数は減っている。事からも安芸高田市の管轄を北部子ども家庭センターに移管すべきと職員増員と共に人材育成の組織改正を提案。

・令和5年4月1日に児童相談所の管轄区域が地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件について政令で定める基準を解釈し、都道府県が定めるという事という法改正を

## 質疑応答

### ①当初の所管だとどのような課題や職員負担があったのか？

- ・西部と東部では、対応件数の増加に伴い、方針を決定するための協議時間の確保が困難になったり、出張時の移動時間が増加するなど、職員の負担が大きくなっていった。
- ・センターまで遠い市町の相談者は来所が困難な場合があった。(出張対応)
- ・職員の増員により組織規模が大きくなり、課長等の負担が大きくなっていった。

### ②今回の改正案でどのように負担が解消されたのか？

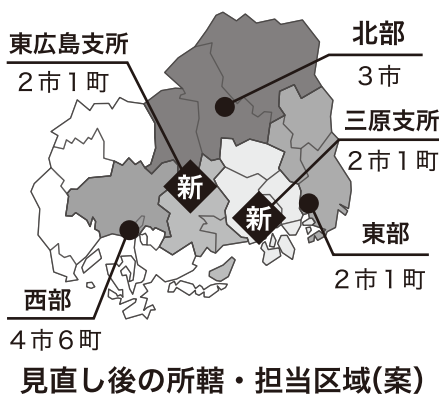
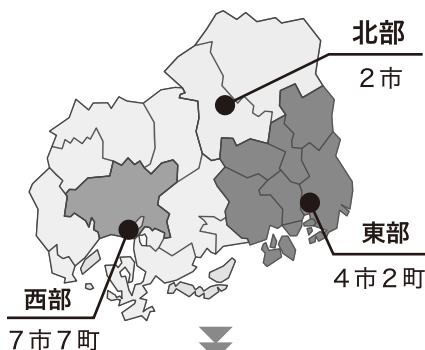
- ・対応件数の適正化を図ることができ、きめ細かな対応が可能になる。
- ・また、安芸高田市や東広島地域などの相談者は、センターまでの移動時間が短縮され、来所しやすくなり、職員の移動時間も縮減される。
- ・組織規模の適正化により意思疎通が円滑になり、人材育成がしやすくなる。

### ③支所とセンターの違いは？

- ・行政機関設置条例で、「県の地域事務所の所管区域は大きく西部地域、東部地域、北部地域に設定され、必要に応じて支所等を置くことができる」とされているため、新たに設置する事務所の名称を「支所」としたものである。
- ・支所においても、措置決定など現センターと同等の権限をもって事務を行うことを想定している。

理解し先手を打って質問していた。行政は得てして法律改正が無いと動かないので国会議論段階から調べて対応している。ひとり会派だといくら理屈が正しくても県庁は動かないと体感してきたからこそ、国の法改正や議論の理解が大変重要だ。

### 現在の県子ども家庭センター(3所)の所轄区域



見直し後の所轄・担当区域(案)

# 実現!! 県子ども家庭センター(児童相談所)所管の適正化

2021年2月9日、子供の未来応援 少子化対策特別委員会で質問を行いました。

## 村上栄二が児童虐待対策に対する強く思う疑問

虐待可能性のある親子の引き剥がし(親権者等の同意が要らない権限を行使して一時保護を実施)することで親権者からの抗議と不信感がある中で児童相談所職員との友好的関係を築きにくい。全く性質が異なる部署が同一組織内に混在する矛盾が支援の障害や遅延を起こす。私が市長ならば組織再編指示を出し、警察と連携していく。

賃貸マンション、月極駐車場  
「空き」あります!

# Consort homes

お問合せ

有限会社 DC 開発研究所  
☎ 084-999-3166  
〒720-0052 広島県福山市東町2-3-2